



# 山形県公報

令和7年9月19日（金）  
第640号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米戦略推進課）…957  
○県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………（会 計 局）…960

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程…………… 同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（総務厚生課）…961  
○大規模小売店舗の新設の届出……………（商業振興・経営支援課）… 同  
○特定調達契約に係る落札者の公告……………（会 計 局）…962

## 告 示

### 山形県告示第654号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年9月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
山形おきたま農業協同組合  
代表理事組合長 若林 英毅  
東置賜郡川西町大字上小松978番地1
- 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-------|------------|-----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 | 備 考        |           |
| 加藤 文一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和7年8月25日 |
| 佐藤 智浩<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左   |            |           |
| 平林 章<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左   |            |           |
| 青木 豊志<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左   |            |           |
| 寒河江 喜久夫<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左   |            |           |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 宍戸 利一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 田苗 政一郎<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 遠藤 隆則<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 竹田 栄司<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 佐藤 幸夫<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 金子 寛和<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 伊藤 繁明<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 登坂 幸治<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 小林 周一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 佐々木 勝幸<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 高橋 政勝<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 菅原 利浩<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 佐々木 泰司<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 大河原 文幸<br>玄米、小麦、大豆、そば    |     |
| 近野 信浩<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 金子 浩子<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 桑原 健太郎<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 本間 忠司<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 高橋 勝<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |
| 栗田 俊明<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 齋藤 達也<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 辻 浩明<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |
| 長谷部 克広<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 新野 克行<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 平 圭一郎<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 富樫 啓貴<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 横山 康彦<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 高橋 弘之<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 児玉 直樹<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 齋藤 佑輔<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 柏倉 義弘<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 横山 汐佑希<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 渡部 貴史<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 石川 拓<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |
| 後藤 瑞貴<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 鈴木 崇史<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 漆山 洸平<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 渡部 桂一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 小関 勝彦<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 渡辺 賢一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 阿部 美智彦<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 五十嵐 慎<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 高橋 雅和<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 鈴木 祥人<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 本田 淳哉<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 佐藤 駿<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |
| 上田 伸治<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |
| 赤木 駿哉<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |

|                         |     |  |  |
|-------------------------|-----|--|--|
| 藤崎 仁人<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |  |  |
| 安部 奈緒<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |  |  |

山形県告示第655号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年 4 月県規則第34号）第16条第 1 項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和 7 年 9 月 19 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人               |                     | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日       |
|----------------------|---------------------|------------|-------------|
| 名称及び代表者氏名            | 所 在 地               |            |             |
| 県都プランニング<br>代表 太田 裕二 | 山形市大野目一丁目 4 番45－23号 | 同 左        | 令和 7. 9. 25 |

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第13号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 19 日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年 3 月県病院事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

|            |                     |                |               |   |
|------------|---------------------|----------------|---------------|---|
| 非紹介患者初診加算料 | 山形県立中央病院における初診に係るもの | 助産に係る診療等を受ける場合 | 1 回につき 7,000円 | を |
|            |                     | 上記以外の場合        | 1 回につき 7,700円 |   |
| 再診加算料      | 山形県立中央病院における再診に係るもの | 助産に係る診療等を受ける場合 | 1 回につき 3,000円 |   |
|            |                     | 上記以外の場合        | 1 回につき 3,300円 |   |

|            |                               |                |               |       |
|------------|-------------------------------|----------------|---------------|-------|
| 非紹介患者初診加算料 | 山形県立中央病院及び山形県立新庄病院における初診に係るもの | 助産に係る診療等を受ける場合 | 1 回につき 7,000円 | に改める。 |
|            |                               | 上記以外の場合        | 1 回につき 7,700円 |       |
| 再診加算料      | 山形県立中央病院及び山形県立新庄病院における再診に係るもの | 助産に係る診療等を受ける場合 | 1 回につき 3,000円 |       |
|            |                               | 上記以外の場合        | 1 回につき 3,300円 |       |

附 則

この規程は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年9月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システム改修業務（教員給与の見直し対応） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総務厚生課業務システム係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 令和7年8月28日
- 4 落札者の名称及び所在地  
富士通Japan株式会社 東日本公共ビジネス統括部 山形市本町一丁目4番21号
- 5 落札金額 48,180,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和7年7月18日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び東根市役所において令和8年1月19日まで縦覧に供する。

令和7年9月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ東根中央店  
東根市中央東一丁目7920番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称         | 住 所             | 代表者の氏名  |
|-------------|-----------------|---------|
| 株式会社クスリのアオキ | 石川県白山市松本町2512番地 | 青 木 宏 憲 |

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称         | 住 所             | 代表者の氏名  |
|-------------|-----------------|---------|
| 株式会社クスリのアオキ | 石川県白山市松本町2512番地 | 青 木 宏 憲 |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和8年5月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,352平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 53台
  - (2) 駐輪場の収容台数 20台
  - (3) 荷さばき施設の面積 60平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 6立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 開店時刻 午前 9 時

ロ 閉店時刻 翌午前 0 時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数 1 か所

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後 9 時まで

## 8 届出年月日

令和 7 年 9 月 4 日

## 9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和 8 年 1 月 19 日までに知事に提出することができる。

## (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

## (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

## (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年 9 月 19 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量 起震車 1 台

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号 023 (630) 2724

## 3 落札者を決定した日 令和 7 年 7 月 30 日

## 4 落札者の名称及び所在地 飛鳥特装株式会社 神奈川県相模原市緑区長竹 295 番地 1

## 5 落札金額 84,700,000 円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## 7 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告を行った日

令和 7 年 7 月 11 日